○国土交通省告示第千七十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更の認可をしたので、第七十一条の三第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成二十一年四月二十七日から平成三十三年三月三十一日まで

三　施行地区　大阪府吹田市片山町一丁目、天道町、芝田町、岸部中一丁目、岸部中二丁目、岸部中三丁目、岸部中四丁目及び岸部中五丁目の各一部

大阪府摂津市千里丘二丁目、千里丘三丁目、千里丘四丁目及び千里丘七丁目の各一部

四　土地区画整理事業の名称　北部大阪都市計画事業吹田操車場跡地土地区画整理事業

五　事務所の所在地　大阪府吹田市内本町三丁目二十六番二十九号

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成二十一年四月二十七日

七　事業計画の変更認可の年月日　平成二十七年十月二十一日

○防衛省告示第百九十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用が平成二十七年十月十九日次のとおり決定された。

平成二十七年十月二十一日

防衛大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇五六	牧港補給地区	浦添市	国有 民有	土地：約六七〇平方メートル 土地：約六、七〇〇平方メートル 自衛隊が訓練場所として共同使用する。 使用期間：平成二十七年十月二十六日から同年十一月十二日までの間
六〇六四	那覇港湾施設	那覇市	国有 公有 民有	土地：約一、一〇〇平方メートル 土地：約一、二〇〇平方メートル 土地：約九、一〇〇平方メートル 自衛隊が訓練場所として共同使用する。 使用期間：平成二十七年十月二十七日から同年十一月八日までの間
六〇八八	沖大東島射爆撃場	沖縄県島尻郡北大東村	民有	土地：約一、四七、〇〇〇平方メートル 水域：北緯二四度二八分一五・三秒、東経一三一度二〇分五二・〇秒の点を中心とする半径五海里の円弧内の陸岸に接続する水面域 空域：北緯二四度二八分一五・三秒、東経一三一度二〇分五二・〇秒の点を中心とする沖大東島及び同島の陸岸に接続する水面域を含む半径五海里の円形の空域。高度制限なし。 自衛隊が訓練場所として共同使用する。 使用期間：当該区域の返還の日まで（年間約二十日）

○防衛省告示第百九十一号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

平成二十七年十月二十一日

防衛大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
六ヶ所対空射撃場水域（青森県上北郡六ヶ所村地先）（平成二十七年防衛省告示第百十六号）	平成二十七年七月一日から同年十一月五日まで	平成二十七年十一月六日から平成二十八年二月五日まで
東京都新島南方海面誘導飛しょう体試射水域（東京都新島村地先）（平成二十七年防衛省告示第百八十二号）	平成二十七年十月一日から同月三十日まで	平成二十七年十月三十一日から平成二十八年二月一日まで

人事異動

法務省

○定年退官

松江区検察庁副検事藤田明久は、検察庁法第二十二条の規定により十月十七日限り定年退官

叙位・叙勲

○叙位

（福井大学名誉教授）

正四位に叙する（各通）

池内　啓　渡邊　公進　川端　弘

正五位に叙する

岡田　敦之　中村　利男　花崎　建樹　福角　恒夫

従七位に叙する

大江勘解由

伊藤　元郎

南雲　貢

正八位

従五位に叙する（各通）

阿部　充訓　北野　益一　船着　昭弘

高松　愼一

正六位に叙する（各通）

片桐　一　鎌田　義輝　川添　松永　敏夫　高橋　一郎　吉田　吉原　和司

正八位

（警視庁警部）

工藤　新士

河野　清臣

長坂　孝二

成田　實

（東大阪市消防監）

従六位に叙する（各通）

佐藤　秀雄　高橋　榮助　武田　善則　野村　朝吉　早坂　光夫　水野　義久

正七位に叙する（各通）

齋藤　宏光　柴田　正志　福田　富雄

従七位に叙する（各通）（以上九月十日）

（北海道大学名誉教授）

八鍬　利郎

従四位に叙する

正八位

仲道　幸一　長瀬　顯澄　吉田　一夫

従五位に叙する（各通）

正八位

浅野　健二　岩田　信作　大室　吉藏　森本　滿　山崎　俊彦

正六位に叙する（各通）

石川　武彦　内田　勝之　久木元眞一郎　嶋田　繁　江上　知剛　曽我部　司　菅井　信男　宮田　允八　高橋　良典　村田　千秋　原　辰弘

従六位に叙する（各通）

岡山　齊一　菊地養次郎　佐藤　勇美　椎名　良平　篠原　志郎

正七位に叙する（各通）

田中　英雄　中村　勝行　堀内　雄平

従七位に叙する（各通）（以上九月十一日）